

1 開催日時

令和3年3月11日（木）18:00～

2 開催場所

宇部市港町庁舎 3階会議室

3 議 題

- ・議案第4号 宇部市学校運営協議会規則中一部改正の件
- ・議案第5号 宇部市社会教育推進委員会設置要綱中一部改正の件
- ・議案第6号 教職員人事の件
- ・議案第7号 令和2年度宇部市学校運営協議会委員の任命について

- ・その他の事項
寄附の報告について

○宇部市学校運営協議会規則

平成二十年四月十六日
教育委員会規則第八号

(趣旨)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の五の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第二条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、宇部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等が学校運営への適切な参画や保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、地域のニーズを迅速かつ的確に反映させるとともに、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを進め、地域に開かれた信頼される学校づくりに取り組むことを目的とする。

(設置)

第三条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を設置する。ただし、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十九条の九第一項の規定により小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す場合その他教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を設置することができる。

2 前項の規定により、協議会を設置した学校（以下「設置校」という。）の名称は「コミュニティ・スクール」とする。

(所掌事項)

第四条 校長は、次の各号に掲げる事項について、協議会の承認を得るものとする。

- 一 教育目標及び経営方針
- 二 教育課程の編成に関する基本方針
- 三 その他校長が必要と認める事項

2 校長は、前項の規定により承認を得た前項各号に掲げる基本方針に基づき、学校運営を行うものとする。

(委員)

第五条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、設置校の校長が推薦し、教育委員会が任命する。

- 一 設置校に在籍する児童又は生徒の保護者
- 二 設置校の所在する地域の住民
- 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推

進員その他の設置校の運営に資する活動を行う者

四 学校関係者

五 学識経験者

六 関係行政機関の職員

七 その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の定数は、設置校の校長と協議の上、教育委員会が定める。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。

4 委員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項に定める非常勤職員とする。

（委員の任期）

第六条 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。

2 前条第三項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（守秘義務等）

第七条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は次に掲げる行為をしてはならない。

一 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

三 その他、協議会及び設置校の運営に支障をきたす言動を行うこと。

（会長及び副会長）

第八条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 副会長は、委員の中から、会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第九条 協議会の会議は、会長が校長と協議の上招集し、議事を掌る。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 会長は、必要があるときは、校長から報告及び説明を求めることができる。

6 校長は、会議に出席し、意見を述べ、又は必要があるときは、職員を出席させることができる。

7 会長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

（運営についての意見）

第十条 協議会は、設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取するものとする。

(運営への参画促進等)

第十一条 協議会は、設置校の運営について、保護者及び地域住民等の理解、協力及び参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、設置校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

一 設置校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、設置校の所在する地域の住民、設置校に在籍する児童又は生徒の保護者等の理解を深めること。

二 設置校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(運営に関する評価)

第十二条 協議会は、学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第十三条 教育委員会は、協議会の運営状況を適切に把握し、必要に応じて協議会及び校長に対して、指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって設置校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

(委員の解任)

第十四条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

一 第七条の義務に違反したとき。

二 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

三 その他、解任に相当する事由が認められるとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(事務局)

第十五条 協議会の事務局は、設置校に置く。

(その他)

第十六条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年九月一日教委規則第一号）

宇部市社会教育推進委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 各ふれあいセンター管内（以下「管内」という。）における社会教育の推進を図るとともに、社会教育を基盤とした、人づくり、つながりづくり、地域づくりを推進するため、各ふれあいセンターに社会教育推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、第1条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 管内の社会教育活動の企画・実施に関すること。
- (2) 地域と学校の連携・協働に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、ふれあいセンターの館長（以下「館長」という。）が推薦し、宇部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員は、~~10~~12人以内とする。

(職務)

第4条 委員会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が決定するまでは、館長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、各ふれあいセンターにおいて処理する。

(災害補償)

第8条 委員が業務の遂行中又は通勤の途上において被った災害については、宇部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第43号)の規定に準じて補償する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年度学校運営協議会委員の任命について

本人から体調不良により学校運営協議会委員として、職務を遂行することができないとの申し出がありましたので、宇部市学校運営協議会規則第14条第1項第2号の規定により、下記の委員を解任してよろしいか。

記

(所属校)	(氏名)	(区分)
厚南小学校学校運営協議会	中山節男	地域の住民

解任の日

令和3年3月11日

変更後の委員 448人

宇部市学校運営協議会規則（妙）

(委員の解任)

第十四条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

一 第七条の義務に違反したとき。

二 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

三 その他、解任に相当する事由が認められるとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

寄 附 (2月分)

令和3年3月11日 報告

寄附年月日	寄 附 者	金 額 等	趣 旨 等
令和3年2月5日	匿 名	3,000 円	小・中学校教育資金 として (平成24年度から通算106回目)
令和3年2月15日	宇部興産株式会社 代表取締役社長 泉原 雅人	楽器 チューバ 1台 (450,000円)	地域の音楽文化の向上に 資するため (東岐波中学校へ配布)
令和3年2月25日	山口県LPガス協会 宇部・小野田支部 支部長 床西 悟	ガスコンロ 12台	社会福祉活動の一環として 公共の福祉に寄与するため (小中学校へ配布)